

協 定 書

神奈川県（以下「甲」という。）と静岡県（以下「乙」という。）は、相模湾における中型まき網漁業の相互入会に関し、将来における操業上の紛争を避け、両県漁業の調整と発展を期するため、次の条項を協定する。

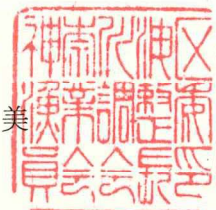
記

1. 甲は、乙のいわしまき網漁業4統の入会を認めるものとし、入会の区域は城ヶ島灯台正南線以東を除く神奈川県の地先海面、操業期間は11月1日から翌年4月30日までとする。
2. 乙は、甲のいわしまき網漁業1統の入会を認めるものとし、入会の区域は稲取埼正東線以北の静岡県の地先海面、操業期間は周年とする。
3. 甲は、乙のかつお、まぐろまき網漁業3統の入会を認めるものとし、入会の区域は城ヶ島灯台正南線以東を除く神奈川県の地先海面、操業期間は5月1日から同年8月31日までとする。なお、夜間操業は禁止する。
4. 乙は、甲のかつお、まぐろまき網漁業4統の入会を認めるものとし、入会の区域は石廊埼灯台正南線以西を除く静岡県の地先海面、操業期間は5月1日から同年8月31日までとする。なお、夜間操業は禁止する。
5. 入会する場合は、それぞれ入会する県の漁業調整規則、当該漁業に関する条件並びに関係海区の委員会の指示事項はもちろん、その他業者間の操業協定事項を遵守するものとする。
6. この協定に違反した場合は、協定者協議の上、当該漁船に対する許可を取り消すものとする。
7. この協定の有効期間は、令和3年9月1日から令和6年8月31日までとし、期間中の条項の変更及び期間の更新については、資源量、漁況又は漁業調整等の面を勘案し、改めて両者協議の上決定するものとする。

令和3年6月25日

甲 神奈川海区漁業調整委員会

会 長 櫻 本 和 美



神奈川県環境農政局農政部水産課

課 長 滝 口 直 之



乙 静岡海区漁業調整委員会

会 長 鈴 木 精



静岡県経済産業部水産・海洋局水産資源課

課 長 花 井 孝 之

